

審議会会議録

審議会等の名称	第10回 瑞穂市新庁舎建設検討委員会
開催日時	令和6年3月22日(金曜日) 午後6時00分から午後7時30分
開催場所	瑞穂市役所 穂積庁舎3階 第1会議室
議題	施設配置計画について 新庁舎建設基本計画素案について
出席委員 欠席委員	出席委員 10名 清水隆宏会長、吉田敏之委員、辻正益委員、 加藤悦子委員、加納雅弘委員、林善太郎委員、 赤尾亮委員、赤尾達也委員、清水由光委員、 林亜紀子委員 欠席委員 2名 鏡圭佑副会長、塚本明日香委員
公開・非公開 の区分 (非公開理由)	公 開 ・ 非 公 開
傍聴人数	1人
審議の概要	<p>開会</p> <ul style="list-style-type: none"> 瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱第11条の規定により、公開することとし、傍聴希望者1名の入室を許可した。 委員総数12名に対し、半数を超える10名の出席があり、瑞穂市附属機関設置条例第8条第1項の規定に基づき会議が成立していることを宣言した。 <p>議事 新庁舎建設基本計画素案について</p> <p>【会長】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議事の新庁舎建設基本計画素案について、事務局に説明を求めます。 <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> 配布説明資料を用いて、第9回新庁舎建設検討委員会の実施結果の説明を行う。 <p>(清水会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 前回の主な意見についての振り返りと、新しい情報では能登半島の地震

からの教訓として液状化について考えるべきとの意見がありましたが、それを受けて液状化マップが提示されました。その内容として、安全といえる場所は少ないことから、どこに建設するにしてもしっかりと配慮して設計してもらおうということが確認できました。ご意見などはございませんか。

※各委員特段の発言なし

【会長】

・続きまして、資料の説明を事務局に求めます。

【事務局】

・配布説明資料を用いて、都市計画制度及び瑞穂市都市計画マスタープランの説明を行う。

(A委員)

・新庁舎建設の会議で参加しているが、何で都市計画マスタープランの説明をしているのか。資料P6、第11回において都市計画の調整状況の報告とのことであるが、この検討委員会において都市計画の案について議論するために、今回都市計画マスタープランの説明をしているということか。

(清水会長)

・第1候補地の只越地域が市街化調整区域であるため、それを市街化区域編入するための手続きの中で、都市計画マスタープランの見直し等が必要となることから説明をしていると思う。

(事務局)

・第1候補地の只越地域は、市街化調整区域であり、都市計画協議が必要となります。その協議を行うなかに上位計画への位置づけがあり、市の都市計画マスタープランの改定も令和7年度に向けて進めていることもあり、今回、説明をしています。

(B委員)

・今回の都市計画マスタープランの詳細説明は、候補地の検討段階であってもいいのかと思った。

(C委員)

・都市計画と新庁舎建設について、この先どのような流れとなりますか。

(事務局)

・只越地域については、都市計画マスタープラン概要版の地域別構想の本色田地域を見ていただきますと、第1候補地である只越地域は緑色で着色された部分となり、農地としての土地利用となっています。新庁舎建設候補地選定評価シートでは20項目の中に都市計画協議の評価項目があり、市街化区域編入が必要であるという評価をしています。都市計画協議については、令和7年度に改定を予定している都市計画マスタープランにおいて、新庁舎建設の位置付けをおこなない、第1候補地の実現に向けて進めていくこととなります。今後、市街化区域編入の協議を進めていくこととなりますが、第9回の検討委員会において、市街化区域編入の協議が途中段階という中でパブリックコメントを実施すると、只越地域に決定したと誤解を招く恐れがあるため、パブリックコメントを延期

すると説明しました。最終答申の時期についてもパブリックコメントと同様に、答申がされたという情報により、只越地域に決定したかのような誤解を与え、市民の混乱を招く恐れがあることから、最終答申の時期についても見通しが立つ段階まで延期すべきと考えたところです。現在、只越地域は第1候補地として中間答申をいただいていますので、この只越地域の市街化区域編入の実現に向けて注力をしていき、見通しが立った段階でパブリックコメントや最終答申に進んでいきたいと考えています。検討委員会については、これまで比較的コンスタンスに会を開催してきましたが、市街化区域編入協議を進めていくため、少し間が空くこととなりますが、次回は秋頃の開催を予定してまいります。ただし、市街化区域編入の協議次第になるため、時期は前後することもあります。

(清水会長)

- ・ スケジュールについて、前回、パブリックコメントが先送りになる説明があり、今回、最終答申についてもそれに伴って先送りになる。その背景には市街化区域編入の協議を行って只越地域での新庁舎の実現に向け、各種手続きを行うためと説明があった。それらを我々に伝えるために都市計画マスタープランの丁寧な説明があったということである。

(A委員)

- ・ 市街化区域の調整に時間を要するということは納得した。可能性の仮の話になるが、只越地域で市街化調整区域がネックで難しくなった場合、第2候補地、第3候補地に移行するかと思うが、旭化成グラウンドは厳しいと思っっている。理由は、敷地が狭くて駐車場の確保が難しいと考えるし、周辺も住宅地が広がるので十分な用地を確保できないと考えるからである。それであれば、穂積庁舎、巢南庁舎、朝日大学南側になくとも思うが、これらを探点された候補地順に捉われずに協議を進めていくとは可能であるか。それとも、あくまで候補地順に従って協議を進めていくのか。

(事務局)

- ・ 基本的には、只越地域で市街化区域編入ができるように進めていくことになります。

(清水会長)

- ・ 都市計画マスタープランの内容説明について検討段階で聞き取ったことだが、逆を言うと検討委員会で制約を与えられた中で決められることなく自由に考えさせてもらうため、そういうことになったと思う。ただし、上位計画に基づいて進めていくことになるということは、以前の資料でも示されていたと思う。あと、評価シートの項目の内容や作成途中の基本計画素案も連動しており、4つの都市づくりの目標に対応した流れも位置付けられているほか、資料P5の左下の将来の都市空間像にある各拠点からの距離が均等にある場所を候補地とするなど上位計画に従っており、先程の事務局からの説明を聞いて納得した。

(A委員)

- ・ P5の岐阜都市計画区域の図で、瑞穂市の白い部分は旧巢南町の一部のことか。将来的に都市計画区域に含まれることがあるのか、それとも、合併して20年が経過しているがこのままなのか。

(事務局)

- ・ オレンジ色が岐阜都市計画区域で白色は準都市計画区域であり、区域としては別になります。これは、平成27年に準都市計画区域に指定されたもので、現状で岐阜都市計画区域に含める計画はありません。

(A委員)

- ・ 準都市計画区域についてのメリット、デメリットはあるのか。準都市計画区域に新庁舎を建設することは可能なのか。

(事務局)

- ・ 準都市計画区域に新庁舎を建設することは可能です。

(A委員)

- ・ 仮に只越地域が難しくなった場合、準都市計画区域に新庁舎を建設することは補助金等について関係なく問題ないということか。

(事務局)

- ・ 準都市計画区域での候補地は巢南庁舎の現位置となります。その他の準都市計画区域の地域となると、農業振興地域として農業を推進する地域になっていますので、農政協議が重要となってきます。

(D委員)

- ・ 巢南地区は、都市計画区域と準都市計画区域で大きな差は無いが、農地が多いことから農地を転用する必要があり、そこに時間がかかることもある。

(A委員)

- ・ 建設費が高騰した場合について、円安だとか人件費や材料費の高騰によって建設費が上昇するとなると、当初の想定が変わってくると思うが、現時点での考えで、市民へ増税するという事はないのか。

(事務局)

- ・ 当初、庁舎のみで想定していた建設費は40億円の想定であったが、物価高騰により今では60億円と想定しています。そのような中で、これまで新庁舎建設基金で2億円ずつ積み立てていたが、新年度の令和6年度からは1億円増やして3億円を積み立てていくなど、物価高騰に対応していくようにしています。基金を少しでも積み立てて、足りない分は借金することになります。

(A委員)

- ・ 現在は、庁舎や市民センター、公園など全体で構想を練っていると思うが、予算と照らし合わせて供用開始時に確実に必要な庁舎と駐車場を先行して整備し、次の段階で市民センターや公園を整備するなど、予算に合わせて段階的に整備するといった考えは持っているのか。

(事務局)

- ・ 基本計画では、全体の整備内容を策定していきます。実際に建設する際には、段階的な整備を考えていくことも必要です。

(清水会長)

- ・ 前回、前々回の検討委員会では、新庁舎と公園が全く異なるコンセプトで設計されるのは困るので、一体的な計画ができるように工夫を行って

頂きたいといった意見があった。整備時期をずらして、順に使用していくことになって、基本的な設計コンセプトは崩すことないようにして頂きたい。

(E 委員)

- ・都市計画の調整で農地を市街化区域に編入しないと、これから先の計画が進まないということで、答申の提出を先延ばしさせて欲しいというスケジュールだと理解し、先ほどの説明で納得した。新庁舎建設の案件を議会に諮った時に議会で承認されなければ白紙に戻ることもあり得るということか。また、地域の集会の中では、なぜ只越地域に建設するのかといった意見もある。市民に対して分かり易く現状を伝えるなど、明確な情報発信を行うことで、市民の理解も深まっていくように感じる。

(清水会長)

- ・我々が、このタイミングで答申してしまうと、只越地域に決まったかのように市民に誤解を与えてしまう。そのため、最終答申は少し先延ばしにすることとなっている。情報発信することで誤解を与えないといった懸念ばかりするのではなく、逆に正しい情報を発信して市民にしっかりと認識してもらうことが重要であると思う。

(E 委員)

- ・先ほどの予算の話について現状では天井知らずで、大阪万博の例もそうだが予算を大幅にオーバーしているし、東京五輪でも国立競技場の建設費が膨大になって一度、白紙に戻されたこともあった。建設業の知人から聞いた話では工事の費用が 1.5 倍どころではない価格に高騰したこともあったという。建設費が高騰した場合を見据えて、段階的な建設を計画しておかないと市民の理解が得られないこともあるのではないかと。

(A 委員)

- ・基本計画の内容に記載して整理しておくべきと考えます。

(事務局)

- ・事業費などの他にも、基本計画の最終案にこういう内容を盛り込んで欲しいといったものがあればご意見を下さい。

(事務局)

- ・令和 7 年度には都市計画マスタープランの改定があるので、それに合わせ、秋頃を目途に都市計画マスタープランに市のまちづくりを考えながら、新庁舎の位置付けをしていきます。もちろん、総合計画にも位置付けますが、そのために、市街化区域編入に向けて調整を進めていきます。

(清水会長)

- ・調整を進めて頂き、秋頃にはその状況の報告を頂けるというのが次回の予定であり、その後、パブリックコメントを実施して、そこでの意見を踏まえて、再度我々で議論し修正し最終的な基本計画を答申するという流れのスケジュールは宜しいでしょうか。

(C 委員)

- ・新庁舎建設の状況について、いろいろな人から聞かれるが、整理すると都市計画マスタープランを改定しないと只越地域に建設することは出来ないで、都市計画マスタープランを策定中だという認識で良いか。

(事務局)

- ・第1候補地の実現に向けて協議をしているということです。

(A委員)

- ・第1候補地は、市議会で話し合われたのか。行っていけば、内容を教えて頂きたい。

(事務局)

- ・この検討委員会の状況報告は行っているが、議会での議論は今後になります。

(F委員)

- ・市議会と検討委員会は別に考えた方が良くと思う。検討委員会として答申を提出するが、その内容の全てが議会を通るわけではないと思うので、あくまで検討委員会での結論ということで良く思う。結局、建設費用は市民の税金であり、答申の内容を実施していく際に、結果として、高くなってもいいのかということも出てくるかもしれないし、検討委員会と市議会の考え方を割り切っていくしかないと思う。

(清水会長)

- ・我々は基本計画を議論しているので実際にかかる費用については、今後設立されるかもしれない建設委員会や実際の実施設計の段階で精査されていくのかと思う。そのため、検討委員会で決めた費用だとしても、実際の設計で費用の変更していくことになる。ただし、貴重な費用であるため、節約していくことについては基本計画に定めておくことになる。本日は、今後の必要な手続きに関連した都市計画マスタープランについて説明して頂いたことと、今後のスケジュールが変更になるといったことを説明して頂いたということである。第1候補地の只越地域への実現に向けて協議を進めて頂くことを願います。

(D委員)

- ・答申の時期は予定より遅れることとなるが、全体のスケジュールの中で竣工までの計画予定に影響はあるのか。

(事務局)

- ・答申を延期しても令和14年度の供用開始に間に合うようにスケジュール管理をしていきます。

(清水会長)

- ・我々の答申が延期になったことで、新庁舎の供用開始が遅れたと思われるが、全体スケジュールに影響は無いということで安心した。

(A委員)

- ・議論の過程において、供用開始が遅れることはしかたがないことであると思っている。しかし、遅くなることにより、物価高などの影響で建設費用が上昇することもあるのかもしれない。

(清水会長)

- ・建設費は、物価が上がって高騰するのと、あとイベントや大規模事業が重なって職人が取られてしまうと人員を確保するために人件費が高騰するなど、タイミングが計りづらいものなので、そこら辺も難しい。

【会長】

- ・ 次回は少し時間が空きますが、まずは第1候補地の実現に向けて都市計画手続きを進めて頂き、その後の答申に向けて、準備を進めて頂きたいと思います。これにて議事を終了します。

以上

閉 会

事務局
(担当課)

瑞穂市 総務部 財務情報課
TEL : 058-327-4131
FAX : 058-327-4103
e-mail : zaimu@city.mizuho.lg.jp